

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年3月24日
【会社名】	株式会社ミルボン
【英訳名】	M i l b o n C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 龍二
【本店の所在の場所】	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
【電話番号】	(06) 6928-2331 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理・経営戦略・CS推進担当 村井 正浩
【最寄りの連絡場所】	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
【電話番号】	(06) 6928-2331 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理・経営戦略・CS推進担当 村井 正浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ミルボン東京青山支店 (東京都渋谷区神宮前2丁目6番9号) 株式会社ミルボン名古屋支店 (名古屋市中区栄3丁目19番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月17日開催の当社第56期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当（第56期期末配当）の件

① 株主さまに対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金39円 総額638,522,625円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月18日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第34条（損害賠償責任の一部免除）の規定の一部を変更する。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、佐藤龍二、重宗 昇、村井正浩、豊田 修、藤井政幸、村田輝夫、武田靖史、大塩充、鴻池一信、高畑省一郎及び濱口泰三の11名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として遠藤桂介及び田多 理を選任する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）、監査役の報酬額を年額7,000万円以内とする。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の改訂及び継続の件

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を一部修正し、継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	115,414	59	25	(注) 1	可決 (80.81)
第2号議案	115,286	188	25	(注) 2	可決 (80.72)
第3号議案					
佐藤龍二	113,856	1,617	25		可決 (79.72)
重宗 昇	114,340	1,134	25		可決 (80.06)
村井正浩	114,340	1,134	25		可決 (80.06)
豊田 修	114,340	1,134	25		可決 (80.06)
藤井政幸	114,345	1,129	25	(注) 3	可決 (80.06)
村田輝夫	114,338	1,136	25		可決 (80.06)
武田靖史	114,340	1,134	25		可決 (80.06)
大塩充	114,340	1,134	25		可決 (80.06)
鴻池一信	114,337	1,137	25		可決 (80.06)
高畑省一郎	115,223	252	25		可決 (80.68)
濱口泰三	115,299	176	25		可決 (80.73)
第4号議案					
遠藤桂介	96,366	19,107	25	(注) 3	可決 (67.48)
田多 理	115,304	171	25		可決 (80.74)
第5号議案	114,336	221	942	(注) 1	可決 (80.06)
第6号議案	90,512	24,962	25	(注) 1	可決 (63.38)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主さまの議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主さまからの各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日にご出席いただいた株主さまのうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。

以 上